平成２９年（フ）第２０号
松江市東本町４丁目120番地
破産者　有限会社一色庵
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
松江市菅田町45番地　市営菅田アパート201号
破産者　梅田　直憲
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
島根県大田市大田町大田ロ952番地１
破産者　有限会社サクセス
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２８４号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目14番16号
破産者　有限会社イケダ巧芸
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５５号
鹿児島県阿久根市脇本10341番地
破産者　株式会社ＡＫＮリンク
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第９９号
山口県周南市橋本町１丁目65番地　ルネッサンス徳山603号
破産者　亡河村嘉政相続財産
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字久貝212番地　エコビエントＪＩＮ306
破産者　喜友名朝則
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第３４５号
静岡県伊豆の国市中1617番地の41
破産者　佐藤　惠吉
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５１６号
札幌市中央区宮の森３条11丁目１番52号　ドイル森鳴201号
破産者　小野寺　晋
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１４号
札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ｂ棟1208号
破産者　田中　弘
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２２号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原１番地103、開始決定時の住所宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字鬼石原１番地344
破産者　松井　正實
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
静岡県沼津市石川283番地
破産者　森　　茂美
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字黒野64番地１　カサベルデ柏森101号
破産者　内藤　健二
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７号
滋賀県東近江市八日市野々宮町２番14号
破産者　山中　　実
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２４１３号
大阪府池田市姫室町12番11号
破産者　元町軒西昆陽店こと　宮脇　仁史
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５３号
大阪府門真市岸和田３丁目39番４号、開始決定時大阪府門真市上野口町３番32号
破産者　若田　　光
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００２号
大阪市生野区中川２丁目１番３－506号、前住所大阪市城東区鴫野西４丁目10番２－507号
破産者　昇　　政夫
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３号
福岡県嘉麻市鴨生581番地、住民票上の住所福岡県飯塚市下三緒150番地13
破産者　池田　末由
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部